

《長崎新聞 平成26年9月22日朝刊より転載》

【質問】「危険ドラッグ」とは
何でしょうか。
(25歳、男性)

危険ドラッグ

【回答】7月22日、警視庁、厚生労働省は乱用者による事件や事故が社会問題化している「脱法ドラッグ」の名称を「危険ドラッグ」に改めると発表しました。大麻および抗精神病薬、大麻、アヘン、覚せい剤は誤った使用で幻覚を起したり、精神的・身体的依存を来したりして生命に危険を及ぼすため、薬物4法、薬事法で販売・使用などが厳しく規制されています。



者が増えており、国立精神・神経医療研究センターの推計では利用経験者は約40万人に上るとみられています。

覚せい剤を一部分変更しているだけなので、幻覚や興奮作用などの効果は保持しています。しかし、一部分

利用者の増加に伴い、原因不明の意識障害やけいれんで医療機関に救急搬送されるケースが増えていきます。使用された薬剤が同定

麻薬や大麻の改変版

しかし、最近はこちらの危険な薬物を人為的に加工しその構造式の一部分を変更することで、法の規制を逃れて自由に売買できるようになった薬物が社会に流通しています。今まではこれらの薬を「脱法ドラッグ」と言っていました。

変更したことで、元来の薬に比べ効果が予想以上に強く出たり、予期せぬ副作用が出ることもあり、規制されている麻薬、大麻、覚せい剤以上に危険な薬の可能性もあります。

比較的安全で、指定薬物に含まれていないという安心感から、徐々にその使用筋融解症▽腎障害▽肝障害

絶対に使用しないで

「などの重篤な合併症を起すこと」にあります。6月に東京・池袋で「脱法ドラッグ」を使用した運転手が暴走事故を起こし、多数の死傷者を出しました。この事件をきっかけに法の網の目をかいくぐった薬があり、使用すると非常に危険であることが再認識され、「危険ドラッグ」と改称することになったのです。今までの法の規制がなかったため、危険ドラッグはインターネットや通信販売などで手軽に入手できるようです。しかし、繰り返しになりますが、危険ドラッグは麻薬、大麻、覚せい剤と変わらない、あるいはもっと危険な薬です。どんなことがあっても絶対に使用しないでください。

(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。